

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年8月大治町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番服部勇夫君、11番浅里周平君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里です。報告します。議会運営委員会は本日9時30分より開会し、平成29年8月大治町議会臨時会を本日1日限りと決定しました。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第28号工事請負契約締結事項中の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第28号工事請負契約締結事項中の変更について。

平成29年5月15日議決、同月17日締結の大治小学校大規模改修工事請負契約事項中、左記のとおり変更した契約にしたいので、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成29年8月9日提出、大治町長。

本件の大治小学校大規模改修工事の変更は、外階段の改修方法の変更、外壁の補修箇所が増加及び放送設備の取りかえに伴うもので、契約の金額を2億8721万6280円とする工事変更請負契約を締結するものです。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この議案の提案理由につきまして議会運営委員会の中で少し問題提起させていただいたところ、町長、今本会議で補足、書かれていないところも説明いただきましてまことにありがとうございます。やはりそういう説明をいただきたいと思ひます。そんな点でもう少し内容をお聞きしたいんですが、外階段、外壁、放送設備あたりの仕様変更だと思ひますが、具体的にもともとの仕様はどうで、どういう問題点があったためこのように変えるというところのご説明、答弁をお願いしたいと思ひます。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

それでは議員のご質問にお答えさせていただきます。変更に至った経緯ということで確認をさせていただきます。現在ご承知のとおり施工してございます大治小学校の大規模改修工事につきまして、まず校舎の南館の東側の外階段を修繕するために階段のステップと踊り場に敷いてありましたモルタルがございました。そのモルタルを撤去して確認をしたところ、そのステップとその踊り場のいわゆる基礎となっておりました鉄板が腐食をしていたというのが発覚したということです。

それから、今の放送設備ですが、その放送設備につきましてその隣にございます非常放送設備の改修に当たり調査したところ、既存の放送設備と非常放送設備をつなぐ接続の部分、その部分が既存の放送卓では古すぎて間に合わないというところでそこで取りかえが生じた。

それから、壁面のところでございますが、このもののひび割れ等の改修に際して施工業者は現地にて状況の確認をしたところ、設計当初に盛り込んでおりました数量を超えていた。そのものの3点でございます。

この3点につきまして協議をした結果、階段については腐食の進んだ階段を部分的に補修することではその階段の安全性が確保できないということで階段を全て撤去し、新たな階段を設置することが必要であろうと。それから、放送の操作卓については新たな操作卓を作製し接続をするということ。それから、校舎の外壁面のクラックの修繕箇所の施工数量を変更するこの3点で行いたいというものでございます。したがって、これら3点を施工するために当初の設計を変更し、これに必要な費用を変更契約として増額することとさせていただきたいということで今回の議決をお願いしたいというものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

詳しい説明ありがとうございます。内容は理解できましたが、ただ1点、当然施工の前に設計委託をかけて設計してもらっているはずだと思うんですよ。今までいろいろな、私も6年ちょっと議員をやらせていただいて設計委託がかかって施工してから変更というのは初めてなんです。やはりこれは新たにつくるとかいうわけではなくて大規模改修という特殊性。やっぱり改修となると現状把握というのはめくってみないとわからないとかいうところなのかなということもわかるんですが、そこら辺ですね。なぜかという、大治小学校以外にまた大規模改修しなきゃいけないところも幾つもある。これから出てくると思うんですが、そういうときに毎回のようにめくってみた、じゃあ設計変更だと、変更だというふうになっていくのか。そこら辺どういうふうにお考えなのか、お願いいたします。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

当初の設計からというお話でございますが、このものにつきましては実は設計を行ったのが平成26年でございます。その後、国の補助金等の確定がないまま申請の方をしていたんですが施工には至らなかったということで、今回平成28年に改めて国の2次補正でついたという経緯がございます。その3年間というのものもあるかもしれませんが、当初設計で見込んでございましたものと今回階段部分についてはやはりモルタルをとってみないとわからなかったというところがございます。あと、非常放送設備につきましても内部を確認して詳細に見たところ、どうしても接続ができないというところで機器のものが既存の機器がかなり古かったというのも発覚したということでございます。それから、外壁面のひび割れ等につきましても目視による確認は行っているのもあるんですがやはり施工業者が現地で詳細に確認したところ数量が変更になったということでございます。これらにつきましては、やはりいずれも予見ができなかったものというふうに考えておりますので今回の変更の契約をお願いをするものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

説明を聞いて予見ができなかったというのは理解できるんですが、これから大規模改修、ほかのところも小学校等あると思うんですよ、どんどんやっていかなきゃいけない。そうするとやっぱりそこら辺は今回の経験を生かしながらなるべく、それは予見できないとか多々出てくるかもしれませんが、そこら辺やはり一つの経験ということで次回以降そこら辺はしっかり、教育委員会に限らないでですがやっていただきたいと思うんですが、そこら辺どういうんですかね。設計任せたら委託任せたらそれで実際やってみないとわからないと。設計内容を町が検討するとかそこら辺はやっぱり難しいものなんでしょう。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

確かにおっしゃるとおり、設計当初いろんなことを盛り込んでやっているわけでござ

いますが、ある程度のところは見込みも立つと思いますが、やはりそういう現地での確認をした結果発覚したというものがございますので、今後設計に当たるに対しては慎重にやっていきたいとは思いますが、これがないとは言い切れません。ですから、そこら辺のところはその都度また皆さんにご協議をいただいてご審議いただいて議決をいただきたいと考えております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第4、同意議案第13号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

副町長伊藤康男君の退場を求めます。

〔伊藤康男君 退場〕

○議長（横井良隆君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第13号副町長の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。平成29年8月9日提出、大治町長。

この案を提出するのは、伊藤康男副町長の任期が平成29年8月18日をもって満了することに伴い、引き続き副町長に選任するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林 哲秀でございます。私が今から説明する前にひとつ地方自治法がかかってきますのでちょっと町長に確認だけとりたいと思います。ちょっと全文を読ませていただきます、短いですが。「地方自治法第百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」この2項が大切なんです、「②前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。③前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。」実はこの2項の委任をしてみえるか、してみえないかでちょっと話が違ってきますのでこの確認だけお願いしたいと思います。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

委任はしておりません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

そうしますとちょっと私の方の質問が一般質問しかできなくなりますので、ひとつ町長に確認だけとっておきたいんですが、この4年間伊藤さんのやられてたことを多分推奨してみえると思いますが、この4年間本当に職務に邁進していただくためには今までのことでいいのか、もう少し何かをしてほしいという要望をもって選任されましたか。その1点だけお聞きしたいです。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

当然、私の補佐役でありますので常に相談もしておりますし、私のかわりといいいますか代弁者としての役割は果たしていただくというふうに思っております。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

今答弁にありました委任はしていないということであれば、権限が移行していませんので私はあんまり現実の大治町としては副町長が要るか要らないかといえば要らないような気もしますが、その点はどうですかね。

〔「休憩いいですか」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

先ほどのご質問で副町長が要るか要らないかという話ですが、必要だろうということで提案を差し上げておるものであります。当然、我々組織で動いておりますので我々副町長そして教育長、特別職にあるもの、そして職員と立場が違いますのでいろんな面で相談したり必要な人物だろうということで提案させていただいております。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほど地方自治法第167条で地方公共団体の長を補佐するという話でございます。町長、先ほど他の議員の答弁の中で代弁してもらっているという言い方をされました。ただ、今の中では相談していると。代弁と相談は違うんです。補佐の中身で町長の言う通りやるのがやっぱり代弁。相談というのは町長が迷っていることに対していろいろ意見をもらって町長が方針を決めていく。これちょっと違うんですよ、役目が。そこら辺なぜかというか今の村上さんはそういうことは絶対やりませんが、きょうの新聞なんかだと山梨市長の問題、そういう問題が首長さんがやったときに補佐役である副町長がいさめることができるのかという観点もありますし、そこら辺補佐の中身について町長がどのようにお考えなのか答弁をお願いしたいと思います。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

代弁と相談は違うと言われればそれは違うでしょうが、私も相談をすることはありますし、それから副町長でなくても部課長に対して指示することはありましようし、それは副町長じゃなくても代弁をして部長、課長に指示することはありましようし、それは組織で動いていますから当然あり得ることだと思えます。



○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ということは補佐の中身として町長のかわりにいろいろ代弁してもらうこともあるし、ちょっと町長が迷っていることをいろいろ相談に乗ってもらうこともある。町長が今悪いことをやるとは思いませんが、もしそういう場合はいさめてもらうこともあるという意味でよろしいでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第13号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第13号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この同意議案でございます。地方自治法第167条に基づくもので補佐することに関して私も同意できるものでございます。また、伊藤康男さんの人柄、能力等々についても全然問題のないものでございますが、補佐するもとである町長。町長の政策に関してやはり私は反対する立場でございます。ですから、そういう町長のもとで一生懸命補佐してもらおうと逆効果だということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。今、吉原議員の方からわけのわからん説明があったと思うんですが、これは堀町長の話であって町長の話ではないので全く関係ない話だと思いますので、私はこの同意議案について同意ということで意見を述べさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第13号を採決いたします。

同意議案第13号は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、同意議案第13号は原案のとおり同意されました。

ここで副町長の入場を認めます。

[伊藤康男君 入場]

○議長（横井良隆君）

以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成29年8月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員